

知立市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
11	1	3	2	第5項 主な指定公共機関及び指定地方公共機関 (1) <u>西日本電信電話</u> 株式会社 東海支店	第5項 主な指定公共機関及び指定地方公共機関 (1) <u>NTT西日本</u> 株式会社 東海支店	社名変更による修正
18	2	1	2	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携 第1項 知立市における措置 (略) <u>(追記)</u> <u>(1)</u> 自主防災組織等の設置推進等 (略) <u>(2)</u> 自主防災組織に対する指導 (略) <u>(3)</u> 自主防災組織に対する援助 (略)	第2節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の <u>育成強化</u> 、ボランティアとの連携 第1項 知立市における措置 (略) <u>(1)</u> <u>消防団の充実強化</u> <u>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> <u>(2)</u> 自主防災組織等の設置推進等 (略) <u>(3)</u> 自主防災組織に対する指導	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					(略) <u>(4) 自主防災組織に対する援助</u> (略)	
22	2	1	3	(略) 第2項 県、知立市及び商工団体等における措置 (略) <u>(追記)</u>	(略) 第2項 県、知立市及び商工団体等における措置 (略) <u>第3項 名古屋地方気象台における措置</u> <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u>	防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】
32	2	4	1	(略) 第2項 道路 (略) (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略) <u>(追記)</u> <u>(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</u> (略)	(略) 第2項 道路 (略) (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 (略) <u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u> <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>(3) 渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u> <u>(4) 直轄国道の高架区間等の避難場所としての活用</u>	防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>中部地方整備局は、洪水からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における洪水への対応を推進するものとする。</u></p> <p><u>(5) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導</u> (略)</p>	
36	2	6	1	<p>第1項 知立市における措置 (略) <u>(追記)</u></p>	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p><u>第2節 宅地造成等の規制誘導</u></p> <p><u>第1項 知立市における措置</u></p> <p><u>宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進めるとともに、現行基準においてもより安全な宅地とするための指導を強めることとする。</u></p> <p><u>(1) 宅地造成等工事規制区域</u></p> <p><u>県は、宅地造成における土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、市は、宅地造成等工事規制区域内の工事等について、許可申請等の手続を行い、災害防止のため必要な規制を行う。</u></p> <p><u>(2) 宅地危険箇所の防災パトロール</u></p>	<p>令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正【県修正】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>災害防災パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。</u></p>	
39	2	7	1	<p>(略)</p> <p>第4項 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置 気象、水象等の自然現象の観測又は予報の必要な気象観測施設、設備等を整備する。整備の一例として、県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備しており、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図っている。<u>(追記)</u> さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行っている。</p> <p>第5項 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信施設・設備等</p>	<p>(略)</p> <p>第4項 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置 気象、水象等の自然現象の観測又は予報の必要な気象観測施設、設備等を整備する。整備の一例として、県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備しており、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図っている。<u>なお、本システムと総合防災情報システム(SOBO-WEB)間でデータ連携を行うこととしている。</u> さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行っている。</p> <p>第5項 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信施設・設備等 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ シ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
39				<p>(略)</p> <p>イ 通信施設の非常用発電機</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6項 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>また、市は負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 通信施設の非常用発電機 (略)</p> <p><u>ウ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6項 救助・救急等に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>また、市は負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ シ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
40	2	7	1	<p>第8項 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄</p>	<p>第8項 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市は大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>【県計画】</p> <p>防災基本計画</p> <p>修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。		
47	2	9	1	<p>第1項 知立市における措置 (略) (2) <u>(追記)</u> 避難所の指定 (略)</p> <p>ウ 避難所として使用することによる行政上への支障、災害救援上の問題点の把握を行い、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略) <u>((3) ウより転記)</u></p> <p>(3) <u>(追記)</u> 福祉避難所の整備</p>	<p>第1項 知立市における措置 (略) (2) <u>指定</u> 避難所の指定 (略)</p> <p>ウ 避難所として使用することによる行政上への支障、災害救援上の問題点の把握を行い、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>(略) <u>カ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>指定</u> 福祉避難所の指定</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>表記の整理【県計画】</p> <p>災害対策基本法施行規則を</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —7—

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
48				<p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ <u>(追記)</u> 福祉避難所</p>	<p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、<u>指定</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p><u>((2) カへ移行)</u></p> <p>ウ 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ <u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p>	<p>踏まえた修正 【県計画】</p> <p>表記の整理 【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由						
48				<p>として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 避難所における必要面積の確保</p> <p><u>避難者数を想定し、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="479 778 1153 1062"> <tr> <td data-bbox="479 778 689 863"><u>1 m²/人</u></td> <td data-bbox="689 778 1153 863"><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="479 863 689 975"><u>2 m²/人</u></td> <td data-bbox="689 863 1153 975"><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="479 975 689 1062"><u>3 m²/人</u></td> <td data-bbox="689 975 1153 1062"><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <p><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積</u></p> <p><u>≥</u></p> <p><u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p>	<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3 m²/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 避難所における必要面積の確保</p> <p><u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースの確保に努める。</u></p> <p>(6) 避難所が備えるべき設備</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>【県計画】</p>
<u>1 m²/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>											
<u>2 m²/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>											
<u>3 m²/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>											

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
49				<p>(6) 避難所が備えるべき設備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追記)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくように努める。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等(略)</p>	<p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくように努める。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等(略)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
49				<p>(7) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、「知立市避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策における運営の手引き)」や県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、</u>平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症</p>	<p>(7) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>カ <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(8) 避難者等の情報把握</u> <u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
49				<p>対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
50				<p><u>(8)</u> 避難所の破損等への備え (略)</p>	<p><u>(10)</u> 避難所の破損等への備え (略)</p>	
54	2	9	2	<p>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (6) 災害ケースマネジメント 市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント (一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を</p>	<p>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (6) 災害ケースマネジメント 市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —13—

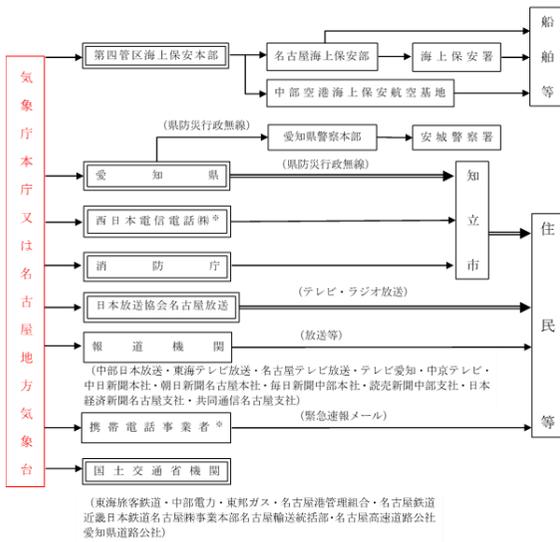
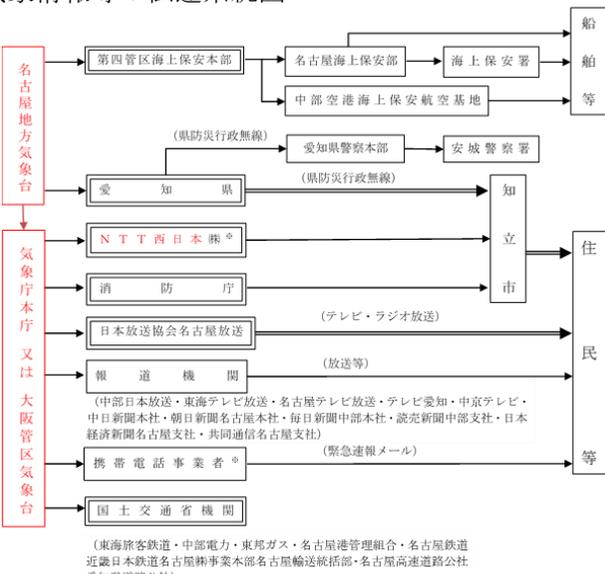
ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				継続的に実施する取組) などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。		
55	2	9	3	第1項 県及び知立市における措置 (略) (1) (略) (2) (略) <u>(追記)</u>	第1項 県及び知立市における措置 (略) (1) (略) (2) (略) <u>(3) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> <u>県は、大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u>	定義の明確化 【県計画】
57	2	10	1	第1項 知立市における措置 (略) (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (略) イ 受援体制の整備	第1項 知立市における措置 (略) (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (略) イ 受援体制の整備	防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための<u>受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>特に、</u>庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p> <p>その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>また、</u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(ア) 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u></p> <p><u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(イ) 宿泊場所等の確保</u></p> <p><u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、</u>応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p><u>(ウ) 訓練等の実施</u></p> <p><u>(削除)</u> 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	

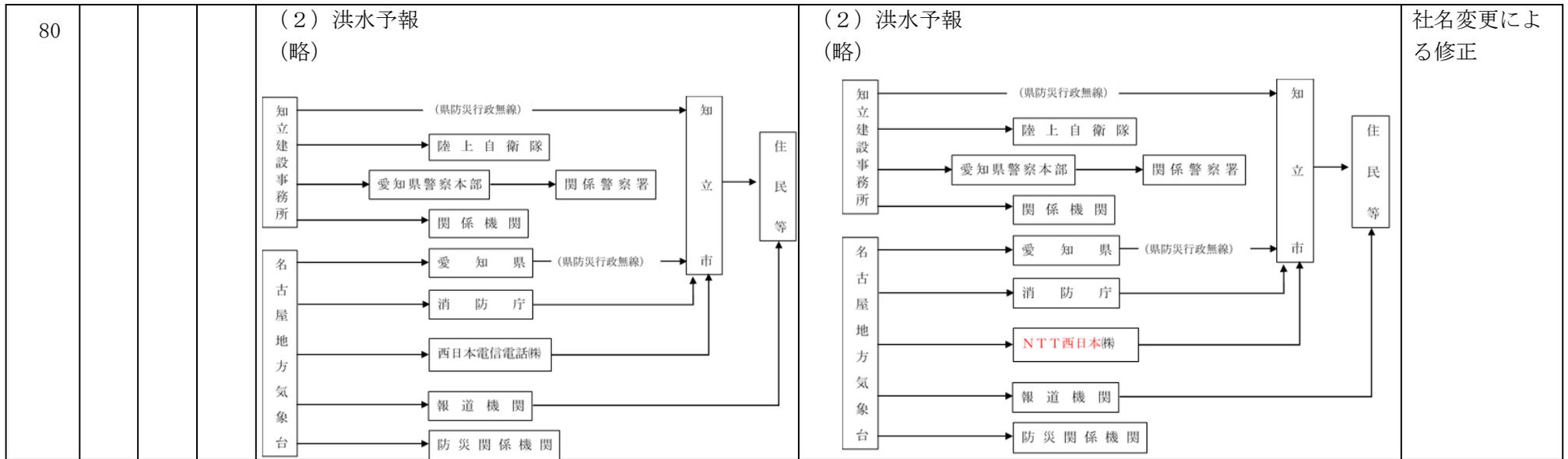
ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
58	2	10	3	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正【県計画】</p>
59	2	11		<p>□基本方針 (略)</p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>(追記)</u>。</p>	<p>□基本方針 (略)</p> <p>○防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正【県計画】</p>

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
61	2	11	2	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>第1項 知立市における措置 (略)</p> <p>(4) 過去の災害教訓の伝承 市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正【県計画】</p>

78	3	2	<p>(略)</p> <p>第2項 気象警報等の発表、伝達</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2項 気象警報等の発表、伝達</p> <p>(1)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 中部地方整備局は、県が指定した洪水予報河川について、県の求めに応じ、国が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予報水位情報を県及び名古屋地方気象台に提供するものとする。</u></p>	<p>表記の整理 【県計画】</p>
79		1	<p>第3項 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 通常の場合</p> <p>(略)</p> <p>気象情報等の伝達系統図</p>  <p>※気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>第3項 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 通常の場合</p> <p>(略)</p> <p>気象情報等の伝達系統図</p>  <p>※気象庁からNTT西日本には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p>	<p>伝達系統図の更新【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。18

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達



※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —19—

93	3	3	1	<p>西三河県民事務所の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(準備体制)</th> <th>(準備体制)</th> <th>(準備体制)</th> <th>(警戒体制)</th> <th>(警戒体制)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">勤務時間内</td> <td colspan="2">西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)</td> <td colspan="3">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">庁舎代表</td> <td>0564-23-1211</td> <td colspan="2">庁舎代表</td> <td>0564-23-1211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT</td> <td rowspan="2">防災</td> <td rowspan="2">内線</td> <td rowspan="2">2269、2270(防災)、 2271(消防)</td> <td rowspan="2">内線</td> <td>4111、4112(統括部総括班)</td> </tr> <tr> <td>4113(統括部総務班)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直通</td> <td rowspan="2">0564-27-2705、2706</td> <td rowspan="2">直通</td> <td>4114(支援部支援班)</td> <td>0564-27-2793(統括部総括班)</td> </tr> <tr> <td>4118、4117、4124(統括部情報班)</td> <td>0564-27-2784(統括部総務班・支援部支援班)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NITFAX</td> <td>0564-23-4318</td> <td colspan="2">直通</td> <td>0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td rowspan="4">防災</td> <td rowspan="4">無線発信番号-805-2269、 2270(防災)</td> <td rowspan="4">無線発信番号-805-2271 (消防)</td> <td>統括部総括班</td> <td>無線発信番号-805-4111、4112</td> </tr> <tr> <td>統括部総務班</td> <td>無線発信番号-805-4113</td> </tr> <tr> <td>支援部支援班</td> <td>無線発信番号-805-4114</td> </tr> <tr> <td>統括部情報班</td> <td>無線発信番号-805-4116、4117、4124</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線(FAX)</td> <td colspan="2">無線発信番号-805-1150</td> <td colspan="2">無線発信番号-805-4123</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="5">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">勤務時間外</td> <td colspan="2">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> <td colspan="3">上記勤務時間内の欄に同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NTT</td> <td colspan="3">0564-27-2795</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NITFAX</td> <td colspan="3">0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災行政無線</td> <td colspan="3">無線発信番号-805-4120、4121、4122</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災行政無線(FAX)</td> <td colspan="3">無線発信番号-805-4123</td> </tr> <tr> <td colspan="2">e-mail</td> <td colspan="3">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第3非常配備		(準備体制)	(準備体制)	(準備体制)	(警戒体制)	(警戒体制)	勤務時間内	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)			庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表		0564-23-1211	NTT	防災	内線	2269、2270(防災)、 2271(消防)	内線	4111、4112(統括部総括班)	4113(統括部総務班)	直通	0564-27-2705、2706	直通	4114(支援部支援班)	0564-27-2793(統括部総括班)	4118、4117、4124(統括部情報班)	0564-27-2784(統括部総務班・支援部支援班)	NITFAX		0564-23-4318	直通		0564-27-2798	防災行政無線	防災	無線発信番号-805-2269、 2270(防災)	無線発信番号-805-2271 (消防)	統括部総括班	無線発信番号-805-4111、4112	統括部総務班	無線発信番号-805-4113	支援部支援班	無線発信番号-805-4114	統括部情報班	無線発信番号-805-4116、4117、4124	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-805-1150		無線発信番号-805-4123			e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp					勤務時間外	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		上記勤務時間内の欄に同じ			NTT		0564-27-2795			NITFAX		0564-27-2798			防災行政無線		無線発信番号-805-4120、4121、4122			防災行政無線(FAX)		無線発信番号-805-4123			e-mail		nishimikawa@pref.aichi.lg.jp			<p>西三河県民事務所の連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第2非常配備</th> <th>第3非常配備</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(準備体制)</th> <th>(準備体制)</th> <th>(準備体制)</th> <th>(警戒体制)</th> <th>(警戒体制)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">勤務時間内</td> <td colspan="2">西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)</td> <td colspan="3">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">庁舎代表</td> <td>0564-23-1211</td> <td colspan="2">庁舎代表</td> <td>0564-23-1211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT</td> <td rowspan="2">防災</td> <td rowspan="2">内線</td> <td rowspan="2">2269、2270(防災)、 2271(消防)</td> <td rowspan="2">内線</td> <td>4111、4112(統括部総括班)</td> </tr> <tr> <td>4113(統括部総務班)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直通</td> <td rowspan="2">0564-27-2705、2706</td> <td rowspan="2">直通</td> <td>4114(支援部支援班)</td> <td>0564-27-2793(統括部総括班)</td> </tr> <tr> <td>4118、4117、4124(統括部情報班)</td> <td>0564-27-2784(統括部総務班・支援部支援班)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NITFAX</td> <td>0564-23-4318</td> <td colspan="2">直通</td> <td>0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td rowspan="4">防災</td> <td rowspan="4">無線発信番号-805-2269、 2270(防災)</td> <td rowspan="4">無線発信番号-805-2271 (消防)</td> <td>統括部総括班</td> <td>無線発信番号-805-4111、4112</td> </tr> <tr> <td>統括部総務班</td> <td>無線発信番号-805-4113</td> </tr> <tr> <td>支援部支援班</td> <td>無線発信番号-805-4114</td> </tr> <tr> <td>統括部情報班</td> <td>無線発信番号-805-4116、4117、4124</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線(FAX)</td> <td colspan="2">無線発信番号-805-1209</td> <td colspan="2">無線発信番号-805-1109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> <td colspan="5">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">勤務時間外</td> <td colspan="2">西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)</td> <td colspan="3">上記勤務時間内の欄に同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NTT</td> <td colspan="3">0564-27-2795</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NITFAX</td> <td colspan="3">0564-27-2798</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災行政無線</td> <td colspan="3">無線発信番号-805-4120、4121、4122</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災行政無線(FAX)</td> <td colspan="3">無線発信番号-805-4123</td> </tr> <tr> <td colspan="2">e-mail</td> <td colspan="3">nishimikawa@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第3非常配備		(準備体制)	(準備体制)	(準備体制)	(警戒体制)	(警戒体制)	勤務時間内	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)			庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表		0564-23-1211	NTT	防災	内線	2269、2270(防災)、 2271(消防)	内線	4111、4112(統括部総括班)	4113(統括部総務班)	直通	0564-27-2705、2706	直通	4114(支援部支援班)	0564-27-2793(統括部総括班)	4118、4117、4124(統括部情報班)	0564-27-2784(統括部総務班・支援部支援班)	NITFAX		0564-23-4318	直通		0564-27-2798	防災行政無線	防災	無線発信番号-805-2269、 2270(防災)	無線発信番号-805-2271 (消防)	統括部総括班	無線発信番号-805-4111、4112	統括部総務班	無線発信番号-805-4113	支援部支援班	無線発信番号-805-4114	統括部情報班	無線発信番号-805-4116、4117、4124	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-805-1209		無線発信番号-805-1109			e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp					勤務時間外	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		上記勤務時間内の欄に同じ			NTT		0564-27-2795			NITFAX		0564-27-2798			防災行政無線		無線発信番号-805-4120、4121、4122			防災行政無線(FAX)		無線発信番号-805-4123			e-mail		nishimikawa@pref.aichi.lg.jp			<p>機器更新による番号変更 【県計画】</p>
区分	第1非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																																																																																																																																																																																							
	(準備体制)	(準備体制)	(準備体制)	(警戒体制)	(警戒体制)																																																																																																																																																																																																							
勤務時間内	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)																																																																																																																																																																																																									
	庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表		0564-23-1211																																																																																																																																																																																																						
	NTT	防災	内線	2269、2270(防災)、 2271(消防)	内線	4111、4112(統括部総括班)																																																																																																																																																																																																						
						4113(統括部総務班)																																																																																																																																																																																																						
	直通	0564-27-2705、2706	直通	4114(支援部支援班)	0564-27-2793(統括部総括班)																																																																																																																																																																																																							
				4118、4117、4124(統括部情報班)	0564-27-2784(統括部総務班・支援部支援班)																																																																																																																																																																																																							
	NITFAX		0564-23-4318	直通		0564-27-2798																																																																																																																																																																																																						
	防災行政無線	防災	無線発信番号-805-2269、 2270(防災)	無線発信番号-805-2271 (消防)	統括部総括班	無線発信番号-805-4111、4112																																																																																																																																																																																																						
					統括部総務班	無線発信番号-805-4113																																																																																																																																																																																																						
					支援部支援班	無線発信番号-805-4114																																																																																																																																																																																																						
統括部情報班					無線発信番号-805-4116、4117、4124																																																																																																																																																																																																							
防災行政無線(FAX)	無線発信番号-805-1150		無線発信番号-805-4123																																																																																																																																																																																																									
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																																																											
勤務時間外	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		上記勤務時間内の欄に同じ																																																																																																																																																																																																									
	NTT		0564-27-2795																																																																																																																																																																																																									
	NITFAX		0564-27-2798																																																																																																																																																																																																									
	防災行政無線		無線発信番号-805-4120、4121、4122																																																																																																																																																																																																									
	防災行政無線(FAX)		無線発信番号-805-4123																																																																																																																																																																																																									
	e-mail		nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																																																									
区分	第1非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第2非常配備	第3非常配備																																																																																																																																																																																																							
	(準備体制)	(準備体制)	(準備体制)	(警戒体制)	(警戒体制)																																																																																																																																																																																																							
勤務時間内	西三河県民事務所 防災安全課 (西三河総合庁舎2階)		西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)																																																																																																																																																																																																									
	庁舎代表		0564-23-1211	庁舎代表		0564-23-1211																																																																																																																																																																																																						
	NTT	防災	内線	2269、2270(防災)、 2271(消防)	内線	4111、4112(統括部総括班)																																																																																																																																																																																																						
						4113(統括部総務班)																																																																																																																																																																																																						
	直通	0564-27-2705、2706	直通	4114(支援部支援班)	0564-27-2793(統括部総括班)																																																																																																																																																																																																							
				4118、4117、4124(統括部情報班)	0564-27-2784(統括部総務班・支援部支援班)																																																																																																																																																																																																							
	NITFAX		0564-23-4318	直通		0564-27-2798																																																																																																																																																																																																						
	防災行政無線	防災	無線発信番号-805-2269、 2270(防災)	無線発信番号-805-2271 (消防)	統括部総括班	無線発信番号-805-4111、4112																																																																																																																																																																																																						
					統括部総務班	無線発信番号-805-4113																																																																																																																																																																																																						
					支援部支援班	無線発信番号-805-4114																																																																																																																																																																																																						
統括部情報班					無線発信番号-805-4116、4117、4124																																																																																																																																																																																																							
防災行政無線(FAX)	無線発信番号-805-1209		無線発信番号-805-1109																																																																																																																																																																																																									
e-mail	nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																																																											
勤務時間外	西三河方面本部災害対策センター (西三河総合庁舎4階災害対策室)		上記勤務時間内の欄に同じ																																																																																																																																																																																																									
	NTT		0564-27-2795																																																																																																																																																																																																									
	NITFAX		0564-27-2798																																																																																																																																																																																																									
	防災行政無線		無線発信番号-805-4120、4121、4122																																																																																																																																																																																																									
	防災行政無線(FAX)		無線発信番号-805-4123																																																																																																																																																																																																									
	e-mail		nishimikawa@pref.aichi.lg.jp																																																																																																																																																																																																									

110	3	4	1	<p>(略)</p> <p>第3項 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市町村の応急措置の代行(災害対策基本法第78条の2)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木 <u>(追記)</u> の <u>(追記)</u> 除去等をする権限</p>	<p>(略)</p> <p>第3項 中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市町村の応急措置の代行(災害対策基本法第78条の2)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木 <u>等</u>の <u>障害物</u> 除去等をする権限</p>	<p>表記の整理</p> <p>【県計画】</p>
117	3	4	5	<p>(略)</p> <p>第2項 防災活動拠点の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、地域内輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2項 防災活動拠点の確保等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、地域内輸送拠点を速やかに開設できるよう、拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>【県計画】</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>
119	3	5	1	<p>(略)</p> <p>第2項 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</p>	<p>(略)</p> <p>第2項 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による活動支援</p> <p>国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —21—

				国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車（ <u>追記</u> ）等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、 <u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。	
124	3	6	2	第1項 知立市における措置 （略） カ 避難所の防疫措置 （略） （ウ） 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>（追記）</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。 （略）	第1項 知立市における措置 （略） カ 避難所の防疫措置 （略） （ウ） 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、 <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</u> （略）	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】
137	3	9	1	（略） 第3項 避難所の運営 （略） （4）避難者ニーズの把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努める	（略） 第3項 避難所の運営 （略） （4）避難者ニーズの把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 <u>そのため、避</u>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —22—

138			<p>とともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。<u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「知立市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p>	<p><u>難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 物資配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「知立市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が<u>一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 在宅避難者等の支援拠点</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正【県計画】</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏</p>
-----	--	--	---	---	---

			<p><u>(追記)</u></p> <p><u>(10)</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p><u>(11)</u> ペットの取扱</p>	<p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(11) 車中泊避難を行うためのスペース</u></p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u> (略)</p> <p><u>(13) ペットの取扱</u></p> <p>必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。<u>また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u></p>	<p>まえた修正 【県計画】 防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】</p> <p>防災基本計画 修正及び環境 省ガイドライ</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>て、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(14) 避難の長期化に伴う対応</u></p> <p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(ウ) 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(ク) 避難者の健康状態</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>(15) 公衆衛生向上のための事業者団体への要請</u> (略)</p> <p><u>(16) 感染症対策</u> (略)</p>	<p>ンを踏まえた修正【県計画】</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】</p>
--	--	---	---	--

139				<p><u>(12)</u> 公衆衛生向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>(13)</u> 感染症対策 (略)</p>		
141	3	11		<p>□ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする。</u></p>	<p>□ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等含めるなど被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】
155	3	14	5	<p>第1項 通信事業者（<u>西日本電信電話株式会社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>(追記)</u> また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホ</p>	<p>第1項 通信事業者（<u>NTT西日本株式会社</u>、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p><u>NTT西日本株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p>	社名変更による修正 防災基本計画修正を踏まえた修正【県計画】

				ームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。 (1) <u>西日本電信電話</u> 株式会社 (略)	また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供 (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) する。 (1) <u>NTT西日本</u> 株式会社 (略)	
172	3	23		□ 基本方針 (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	□ 基本方針 (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】
174	3	23	4	第1項 知立市における措置 (略) ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u>	第1項 知立市における措置 (略) ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等)</u>	防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】
183	4	2	1	第1項 各施設管理者における措置 各種施設の災害復旧の策定にあたっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。 <u>(追記)</u>	第1項 各施設管理者における措置 各種施設の災害復旧の策定にあたっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。	防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。 —27—

184				<p>(略)</p> <p>第3項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) (2) 要綱等 ア (略) イ (略) <u>(削除)</u></p>	<p>公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 改正に伴う修正【県計画】</p>
185	4	2	3	<p>第1項 県及び知立市における措置 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入<u>(追記)</u>を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用する<u>など暴力団排除活動を徹底する</u>よう努める。</p>	<p>第1項 県及び知立市における措置 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 復旧・復興事業については、暴力団等が被災地における参入・介入<u>すること</u>を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用する<u>(削除)</u>よう努める。</p>	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正【県計画】</p>
186	4	3		<p>第3章 災害廃棄物<u>(追記)</u>処理対策 □ 基本方針 知立市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物<u>(追記)</u>の処理を迅速に実施する。 (略) 第1節 災害廃棄物<u>(追記)</u>処理対策</p>	<p>第3章 災害廃棄物<u>等</u>処理対策 □ 基本方針 知立市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物<u>等</u>の処理を迅速に実施する。 (略) 第1節 災害廃棄物<u>等</u>処理対策</p>	<p>表記の整理【県計画】</p>

190	4	4	3	<p>第4項 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p> <p>（略）</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>第4項 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p> <p>（略）</p> <p><u>第5項 中部管区行政評価局における措置</u></p> <p><u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理【県計画】</p>
191	4	5	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>（1）支援情報の提供及び相談窓口<u>の設置</u></p> <p>被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報する<u>とともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>（1）支援情報の提供及び相談窓口<u>における相談対応</u></p> <p>被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報する。</p> <p><u>また、市内商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。</u></p>	<p>表記の整理【県計画】</p>